

産婦健康診査費用の助成（償還払い）について

～ 船橋市と契約をしていない医療機関や助産所で、受診票を利用できずに、保険診療外の産婦健診の費用を支払った場合は、市に申請をすることで助成を受けることができます。～

費用助成を受けられる方

以下の全てに当てはまる方が、助成の対象となります。

- 受診票に記載の項目全てを実施された方。
- お母さんの気持ち質問票等を利用して、医療機関等で問診を受けた方。（※問診を実施しない医療機関等の場合は償還払いの対象外です）
- 健診受診日時点で船橋市に住民票がある方。
- お母さんの気持ち質問票を記入のうえ、健診結果を船橋市の産後支援に活用されることに同意していただける方。

申請に必要なもの

船橋市に償還払いの申請をする際に、以下のものをご持参ください。

1. 母子健康手帳
2. 産婦健康診査受診票（受診結果が記入されており医療機関・医師等の押印があるもの）
3. お母さんの気持ち質問票（記入済みのもの）
4. 産婦健康診査費用の領収書の原本
5. 産婦健康診査の診療明細書の原本（発行された場合）
6. 貯金通帳等（産婦さんご本人名義の口座で、銀行名・支店名・口座番号がわかるもの。
※口座名義が旧姓だと振込が出来ませんので、申請前に名義変更をお願いいたします。）
7. 印鑑（認印で可）

【注意事項】

・産婦健康診査受診票に“お母さんの気持ち質問票”欄の結果記載がない場合は、償還払いの対象になりませんので、実施の上必ず記載していただくようお願いします。

申請期限

受診日から2年以内に申請してください。申請期限に関わらずお早めの申請をお願いします。

申請場所

中央保健センター	電話 047-423-2111	東部保健センター	電話 047-466-1383
北部保健センター	電話 047-449-7600	西部保健センター	電話 047-302-2626
船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5F）電話 047-423-3411			

（※問い合わせ先：船橋市 地域保健課 / 電話 047-409-3274）